

令和7年第2回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和7年6月2日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

19番 原田定信	20番 三浦三一
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 正木孝一	教育長 高田稔
理事 坂東孝一	市民部長 稲井誠司
健康福祉部長 大倉洋二	産業経済部長 森克彦
建設部長 森友邦明	水道部長 吉岡宏
教育部長 小松隆	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 古川秀樹	市民部次長 酒巻達也
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 住友勝次
建設部次長 大石憲司	教育部次長 三宅剛
教育部次長 板東毅	吉野支所長 鈴田直城
土成支所長 妹尾光雄	阿波支所長 大塚清
農業委員会事務局長 伊坂典恭	監査事務局長 坂東明

水道部次長 吉 成 永 吾
財政課長 藤 井 信 良

会計管理者 清 田 美恵子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相原 繁 喜

議会事務局次長 松永 祐子

議会事務局係長 大塚 久史

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 39号 令和7年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議案第 40号 令和7年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第 41号 阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 42号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 43号 吉野地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 44号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 45号 阿波市国土利用計画審議会条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 46号 訴えの提起について
- 日程第 12 議案第 47号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 13 議案第 48号 中央広域環境施設組合からの吉野川市の脱退に伴う財産処分について
- 日程第 14 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度阿波市一般会計補正予算（第12号）について）
- 日程第 15 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について）
- 日程第 16 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号) について)

- 日程第17 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について)
- 日程第18 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第4号)について)
- 日程第19 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(阿波市税条例の一部改正について)
- 日程第20 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(阿波市国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第21 報告第 2号 令和6年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第22 報告第 3号 令和6年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第23 報告第 4号 令和6年度阿波市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について

午前10時00分 開会

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

開会に先立ちまして、全国市議会議長会並びに四国市議会議長会から表彰を受けられました議員の皆様に対しまして、表彰状の伝達を行います。

事務局長がお名前を申し上げますので、演台までお越しく下さいませようお願いいたします。

○議会事務局長（相原繁喜君） それでは、全国市議会議長会被表彰者のお名前を申し上げます。

特別表彰、30年以上議員として三浦三一議員、一般表彰、15年以上議員として檜原伸議員が表彰されました。

どうぞ演台の前までお越しく下さい。

○議長（笠井安之君） 表彰状。阿波市、三浦三一殿。あなたは市議会議員として30年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第101回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。令和7年5月20日、全国市議会議長会会長丸子善弘。（拍手）

表彰状。阿波市、檜原伸殿。あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第101回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。令和7年5月20日、全国市議会議長会会長丸子善弘。（拍手）

○議会事務局長（相原繁喜君） それでは、席にお戻りください。

次に、産業経済委員会委員としての功績に対し、笠井安之議長に感謝状が贈呈されました。

どうぞ演台の前にお願いたします。

感謝状の伝達を北上副議長よりお願いいたします。

○副議長（北上正弘君） 感謝状。阿波市、笠井安之殿。あなたは全国市議会議長会産業経済委員会委員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものでありますので、第101回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。令和7年5月20日、全国市議会議長会会長丸子善弘。（拍手）

○議会事務局長（相原繁喜君） それでは、席にお戻りください。

続きまして、四国市議会議長会表彰者のお名前を申し上げます。

特別表彰、28年以上議員として原田定信議員、24年以上議員として阿部雅志議員が表彰されました。

どうぞ演台の前までお越しく下さい。

○議長（笠井安之君） 表彰状。阿波市、原田定信殿。あなたは市議会議員在職28年の長きにわたってよく市政の発展に尽くされ、その功績は特に顕著なものがあるので、ここに本会表彰規程により特別表彰として表彰します。令和7年4月23日、四国市議会議長会会長、徳島市議会議長黒田達哉。（拍手）

表彰状。阿波市、阿部雅志殿。あなたは市議会議員在職24年の長きにわたってよく市政の発展に尽くされ、その功績は特に顕著なものがあるので、ここに本会表彰規程により特別表彰として表彰いたします。令和7年4月23日、四国市議会議長会会長、徳島市議会議長黒田達哉。（拍手）

○議会事務局長（相原繁喜君） それでは、席にお戻りください。

○議長（笠井安之君） 今回表彰されました議員の皆様の長年の活動に対しまして深甚なる敬意を表しますとともに心よりお祝いを申し上げます。今後とも健康に留意され、市政発展のため、ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上で表彰状の伝達を終わります。

ただいまから令和7年第2回阿波市議会定例会を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

お手元に配付しております資料をご覧ください。

まず初めに、議員研修についてご報告申し上げます。

3月5日に阿波市役所において阿波市議会議員研修会を開催し、阿波市顧問中村健氏の「阿波市議会&議員の役割」と題した講演を拝聴いたしました。

次に、議長会関係会議の概要をご報告申し上げます。

4月11日に美馬市において第170回徳島県市議会議長会定期総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

総会では、令和6年度の会計収支決算を承認するとともに、令和7年度予算並びに四国市議会議長会定期総会への提出議題を協議し、原案のとおり決定いたしました。

4月15日に徳島市において徳島県議会、市議会議長会、町村議会議長会連絡調整会議

が開催され、議長が出席いたしました。

4月23日に徳島市において第87回四国市議会議長会定期総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

また、5月20日に東京国際フォーラムにおいて第101回全国市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席しました。

続いて、組合議会関係についてご報告申し上げます。

3月27日に中央広域環境施設組合議会、3月28日に徳島中央広域連合議会、阿北特別養護老人ホーム組合議会、阿北火葬場管理組合議会、阿北環境整備組合議会に、関係議員とともに出席をいたしました。

続いて、その他といたしまして、3月5日に一条放課後児童クラブ落成式、7日に中学校卒業式、9日に第20回阿波シティマラソン大会、14日に小学校卒業式、4月9日に小・中学校入学式、18日に阿波市消費者協会総会、26日に阿波市市制20周年記念式典、5月2日に阿波市地域公共交通活性化協議会、7日に四国土砂防災ネットワーク議員連盟役員会、9日に阿波市婦人団体連合会総会、11日に阿波市文化協会総会、19日に阿波市防犯協会総会、22日に阿波市商工会通常総代会、24日に美馬市市制20周年記念式典、29日に阿波市青少年育成センター運営委員会、30日に阿波市観光協会総会、31日に阿波市戦没者追悼式が開催され、関係議員とともに出席いたしました。

次に、監査委員から、令和7年1月から4月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されています。

以上の件の詳細については、関係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名について**

○議長（笠井安之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、19番原田定信君、20番三浦三

一君の兩名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（笠井安之君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、5月26日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

木村松雄議会運営委員長。

○議会運営委員長（木村松雄君） おはようございます。

議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

令和7年第2回阿波市議会定例会の運営協議のため、5月26日午前10時から委員会室において、正副議長及び委員8名、理事者側から市長、副市長、政策監、理事ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日6月2日から6月25日までの24日間に決定をいたしました。

議事日程については、既に配付してあります日割り表のとおり、本日は諸般の報告、行政報告、提出議案の説明を予定いたしております。

6月12日の本会議は午前10時に開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定しており、6月13日午前10時に開会し一般質問、6月16日午前10時に開会し一般質問、その後、議案に対する質疑、各委員会へ付託を予定しております。

次に、6月18日午前10時から総務常任委員会、6月19日午前10時から文教厚生常任委員会、6月20日午前10時から産業建設常任委員会を予定しております。

次に、6月25日は午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定しております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締切りは、明日6月3日の正午となっております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いいたします。報告といたします。

以上でございます。

○議長（笠井安之君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から6月25日までの24日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、会期を本日から6月25日までの24日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（笠井安之君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 議長、ここで小休をお願いします。

○議長（笠井安之君） 小休いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（笠井安之君） 小休前に引き続き会議を開きます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） それではまた、改めておはようございます。

本日は、令和7年第2回阿波市議会定例会を招集しましたところ、笠井安之議長、北上副議長をはじめ議員各位におかれましては、ご出席をいただき誠にありがとうございます。また、日頃は市行政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

先ほど全国市議会議長会から表彰の伝達を受けられました三浦三一議員、樫原伸議員並びに感謝状の伝達を受けられました笠井安之議長、そして四国市議会議長会から表彰の伝達を受けられました原田定信議員、阿部雅志議員におかれましては、長年のご功績に対しまして心から敬意を表するとともに、お祝いを申し上げます。今後も、市政発展と市民の福祉向上にお力添えをいただき、なお一層ご活躍されますことをご祈念申し上げます。

それでは、開会に当たり、市政の重要課題等についてご報告を申し上げます。

初めに、阿波市市制20周年記念事業についてでございます。

去る4月26日、阿波市交流防災拠点施設アエルワにおきまして、阿波市市制20周年記念式典を開催いたしました。記念式典には本市の発展にご尽力をいただいた方々をお招きするとともに、衆議院議員山口俊一様、高橋永様、参議院議員中西祐介様、広田一様、塩田博昭様、徳島県副知事志田敏郎様、県下7市の市長様、近隣の町長様、そして市議会議長様などの多数のご来賓の皆さんにご臨席を賜り、総勢238名の方々にご参加をいた

だき、盛大に執り行うことができました。20周年という節目の年を共に祝っていただきました全ての皆様に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

そして、阿波市表彰の贈呈では、功労表彰として、本市の自治行政の振興、発展にご貢献いただきました元阿波市長野崎國勝様、前阿波市長藤井正助様、元市議会議員吉田正様、出口治男様、岩本雅雄様、香西和好様、松永渉様、森本節弘様の8名の方々に、続いて善行表彰として、地方自治の振興にご貢献いただきました北野三藏様、松永茂子様のお二人に、次に感謝状として、阿波市の公益のために多額のご寄附をいただきました株式会社西淵スレート工業所代表取締役西淵正和様、合同会社土成エアコンサービス代表者浅尾健三様、浅尾喜代美様、小泉二郎様、澤田晶夫様に対し、授与させていただきました。表彰を受けられた皆さん方には敬意を表するものでございます。今後におきましても健康にご留意され、なお一層市政発展のため、お力添えとご指導を賜りますようお願い申し上げます。

また、記念式典に続き開催しました記念講演会では、元衆議院議員の杉村太蔵氏をお招きし、「地域の力を信じて誇り、課題、そして未来へ」と題した講演を開催し、式典参加者のほか、市内外から多くの方々にご来場をいただきました。杉村さんはユーモアたっぷりに自らの経験談を語り、最後に地域ですてきなリーダーを育ててくださいと熱く語られ、大変楽しい記念講演会となりました。

さらに、この節目となる今年度におきましては、今回の記念式典を皮切りに、橋下徹氏の講演会やかんぽ生命、NHK巡回ラジオ体操など各種記念事業を精力的に展開し、市民の皆様への阿波市への愛着心を高めるとともに、本市の魅力在市内外に広く発信し、認知度や好感度の向上に力を傾注してまいります。

そして、市制20周年を機に、阿波市のまちづくりも第2ステージに入りました。ここからは、行政運営の新たな指針となる第3次阿波市総合計画に掲げた10年後の将来像、「みんなでつくる 未来に誇れる やすらぎのまち 阿波市」を目指して飛躍していく期間であると考えております。そのためには、多方面から解決の糸口を見いだしていかなければならない課題が山積しております。人と人、地域と地域とのつながりの再生、人口減少時代にあっても行政サービスの質を低下させることなく、多様化する市民の皆さんの行政へのニーズに対応し、阿波市で暮らしてよかったと思えるまちづくり、阿波市を次の世代へつないでいけるまちづくり、そして何よりも重要である市民が主役のまちづくりを進めてまいります。

次に、本市、板野町、上板町の1市2町で進めております新ごみ処理施設整備事業についてでございます。

新ごみ処理施設建設に伴う阿波町での地元説明会を2月18日から3月30日の間に開催し、周辺7自治会の住民の皆様125名の方にご出席をいただき、新ごみ処理施設完成予想図や処理方式の変更について説明をさせていただきました。また、現在稼働中の中央広域環境センターでのごみ処理に伴う説明会を5月24日に土成町で、5月25日に吉野町で開催し、周辺住民の皆様42名の方にご出席をいただき、8月から始まる積替保管施設に関することや周辺対策事業などについて説明をさせていただきました。これからも丁寧にご説明を申し上げるとともに、現施設の円滑な運営と新ごみ処理施設の早期着工に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、順次行政報告を申し上げます。

初めに、4月30日と5月1日の2日間、大阪市の夢洲で開催されております2025年日本国際博覧会大阪・関西万博におきまして、阿波の土柱をはじめとする観光資源、また御所のたらいうどんやフルーツトマトといった特産品など本市の魅力をPRしてまいりました。国内外から訪れた多くの観光客に豊かな自然、歴史、文化、食など本市の魅力を直接お伝えすることができ、大変有意義な活動となりました。来月には関西広域連合が運営する関西パビリオンでの活動も予定しており、さらに多くの方に阿波市を訪れていただけるよう取り組んでまいります。

次に、4月24日、西日本高速道路株式会社四国支社様と共に令和元年12月より徳島自動車道において事業を進めておりますスマートインターチェンジの名称が阿波市場スマートインターチェンジに決定されました。本名称は、本市などで構成する（仮称）阿波市場スマートインターチェンジ地区協議会等において、スマートインターチェンジの利用者に対して、ETC専用のインターチェンジであることが明確に判断できること、また阿波市の阿波に、所在の地である市場町の市場の地名を用いたものであり、所在を明確に示していることなどから決定され、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により発表されたものでございます。今回の名称決定を受けて、市民の皆様にとってスマートインターチェンジがより身近に、より親しみを持ってご利用していただけると考えておりますので、引き続き事業へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、今後30年以内において8割程度の高い確率で発生するとされております南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備えるため、防災に関する知識や技術を身につけること

を目的に、本市では、昨年度に全ての小学校区において小学校区自主防災組織連合会が組織されたところであり、防災訓練を通じて、地域防災の要である自助、共助の育成に尽力しているところでもあります。

先月18日には林小学校区、昨日1日には八幡小学校区におきまして自主防災組織連合会防災訓練が開催されました。当日には、主催となる自主防災組織の皆様をはじめ、各小学校関係者の皆様、阿波吉野川警察署、徳島中央広域連合消防本部、阿波市消防団、阿波市防災士会の皆さんが中心となり、各小学校区の地域住民の方々、また児童や保護者の方など多くの方が参加され、倒壊家屋からの救出、脱出、応急担架による搬送訓練や炊き出しなど様々な訓練に取り組みました。今後も引き続き、防災・減災に関するあらゆる啓発を継続し、自主防災組織の醸成を促すとともにさらなる地域防災力の向上に努めてまいります。

次に、4月8日、春の全国交通安全運動の一環として阿波吉野川警察署阿波交番におきまして、阿波市交通安全協会をはじめ、関係機関の皆さんと市場かもめこども園の園児を中心に快適ドライブ県道鳴門池田キャンペーンを実施しました。このようなキャンペーンを通じて、市民の皆様一人一人の交通安全の意識を高めるとともに、交通ルールの遵守や正しい交通マナーの実践に取り組めるよう関係機関と連携し、啓発活動を推進してまいります。

次に、先月31日、アエルワにおきまして、戦没者追悼式を開催いたしました。

戦没者の御霊に対し、謹んで哀悼の誠をささげるとともに、ご冥福を心よりお祈り申し上げます。

次に、国等に対する要望活動等について報告させていただきます。

初めに、先月21日、第158回四国市長会議が香川県琴平町で開催され、国への要望事項として、全国市長会議に提出する議案10件を取りまとめました。本市から提案をいたしました地方行財政基盤の充実強化について、教育行政の充実強化について、社会資本の整備促進について、水道事業の充実強化について、防災・減災対策の充実強化についての5件につきましては、採択をされたところでもあります。この要望事項については、来る6月4日に私も出席予定の全国市長会議において審議された後、重点提言として取りまとめられ、決議と併せて国会議員や関係府省等に要請する予定でございます。

次に、先月26日、知事・市町村長会議が開催され、従来のフリーディスカッションに加え、地域の観光資源や特産品を生かしたブランディングの推進という共通テーマでの議

論が行われました。

最後に、先月29日、東京の砂防会館において、全国治水砂防協会通常総会に徳島県支部長として参加いたしました。総会では、気候変動による頻発化、激甚化が懸念される土砂災害から人命を守り、安心して暮らせる地域づくりを推進するため、砂防関係事業の拡充、促進についての活動や、砂防に関する調査研究の実施などが盛り込まれた令和7年度の事業計画を採択いたしました。国等への要望活動、政策提言につきましては、本市の防災体制の強化や、重要施策の推進に欠かせないものとなっていることから、今後におきましても機会あるごとに積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上、ご報告を申し上げ、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

~~~~~

- 日程第 4 議案第 39号 令和7年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議案第 40号 令和7年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第 6 議案第 41号 阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
について
- 日程第 7 議案第 42号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につい
て
- 日程第 8 議案第 43号 吉野地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部
改正について
- 日程第 9 議案第 44号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する
条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 45号 阿波市国土利用計画審議会条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 46号 訴えの提起について
- 日程第 12 議案第 47号 徳島縣市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第 13 議案第 48号 中央広域環境施設組合からの吉野川市の脱退に伴う財産
処分について
- 日程第 14 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度阿波
市一般会計補正予算（第12号）について）
- 日程第 15 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度阿波
市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について）

- 日程第 16 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について）
- 日程第 17 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第 18 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）について）
- 日程第 19 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市税条例の一部改正について）
- 日程第 20 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 21 報告第 2号 令和6年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 22 報告第 3号 令和6年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 23 報告第 4号 令和6年度阿波市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について

○議長（笠井安之君） 日程第4、議案第39号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第2号）についてから日程第23、報告第4号令和6年度阿波市農業集落排水事業会計予算繰越計算書についてまでの計20件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日提案させていただいております令和7年第2回阿波市議会定例会への提出議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今定例会におきましては、予算案件2件、条例案件5件、その他案件3件、専決処分7件、報告案件3件の計20件について審議をお願いするものでございます。

最初に、議案第39号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第2号）につきましては、追加補正予算額5億5,140万円でございます。

予算計上しております主な事業といたしましては、物価高騰による市民の負担を緩和するため、令和6年度に実施しました定額減税補足給付金において、支給額に不足が生じた

方などに対し、定額減税補足給付金を支給する事業や国、県から交付決定の内示をいただいた事業などを予算計上しております。

次に、議案第40号令和7年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、追加補正予算額170万円で、介護保険法改正に伴うシステム改修費用を予算計上しております。

次に、議案第41号阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について及び議案第42号阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、国の法令等の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第43号吉野地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、吉野地域福祉センターに隣接するゲートボール場への進入路を確保するために分筆をしたことから、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第44号阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、ひとり親家庭等の医療費助成制度の助成対象を拡充するため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第45号阿波市国土利用計画審議会条例の一部改正につきましては、組織再編に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第46号訴えの提起につきましては、損害賠償請求事件に伴い、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第47号徳島県市町村総合事務組合規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第48号中央広域環境施設組合からの吉野川市の脱退に伴う財産処分につきましては、地方自治法第289条及び第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、承認第1号から承認第7号までの7件につきましては、地方自治法第179条の規定により専決処分を行ったもので、その内容につきましては予算案件が5件、条例案件2件で、それぞれこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

まず、承認第1号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第12号）につきましては、追加補正予算額3,030万円でございます。

次に、承認第2号令和6年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につつま

しては、減額補正予算額1億5,850万円でございます。

次に、承認第3号令和6年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、減額補正予算額510万円でございます。

次に、承認第4号令和6年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、減額補正予算額121万8,000円でございます。

次に、承認第5号令和6年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、減額補正予算額6,400万円でございます。

次に、承認第6号阿波市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、承認第7号阿波市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、報告第2号令和6年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越事業17事業で、繰越額合計は7億2,328万2,000円となっております。

主な事業といたしましては、物価高騰対策臨時給付金事業1億7,848万円、スマートインターチェンジ整備事業1億9,920万円でございます。

次に、報告第3号令和6年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書につきましては、老朽管布設替等事業など繰越事業は3事業で、繰越額合計は5億441万4,000円となっております。

次に、報告第4号令和6年度阿波市農業集落排水事業会計予算繰越計算書につきましては、一条西地区浄化センターポンプ更新事業の1事業で、繰越額合計は444万円となっております。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては、この後、理事等から説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、今議会に提出をさせていただいております議案第39号について補足説明をさせていただきます。

議案第39号令和7年度阿波市一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度阿波市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209億1,130万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は第2表詳細補正による。

令和7年6月2日提出、阿波市長。

この補正予算（第2号）につきましては、国の経済対策に基づき、令和6年度に実施した定額減税補足給付金において、支給額に不足が生じた方などに対し、給付金を支給する事業や当初予算成立後の事情変更によるもの、国、県から交付決定の内示をいただいた事業などを予算計上いたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正につきましては、土木債の道路橋りょう債や河川債及び教育債の学校教育施設等整備事業債の限度額の変更でございます。補正後の限度額総額は10億6,640万円でございます。

それでは、歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

15款2項国庫補助金3億258万8,000円につきましては、主に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

次に、16款2項県補助金3,161万5,000円につきましては、主にとくしま農山漁村未来投資事業補助金でございます。

次に、19款1項基金繰入金5,079万9,000円につきましては、財政調整基金を繰り入れるものでございます。

次に、22款1項市債1億6,540万円につきましては、主に公共施設等整備事業債や緊急自然災害防止対策事業債でございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費2億653万1,000円につきましては、令和6年度に実施した定額減税補足給付金において、支給額に不足が生じた方などへ給付を行う定額減税補足給

付金給付事業でございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

6款1項農業費3,161万5,000円につきましては、主に農業用施設の整備など、農業者等が経営規模の拡大や経営転換に取り組む事業を支援するとくしま農山漁村未来投資事業でございます。

次に、8款2項道路橋りょう費2億6,050万円につきましては、国の内示による地方道整備事業費でございます。

次に、8款3項河川費4,500万円につきましては、河川の護岸改良工事に係る河川改良費でございます。

最後に、21ページをお願いいたします。

この調書は、4ページの地方債補正の変更に基づき調整をしたもので、表の右下、当該年度末現在高見込額の合計額は160億3,129万1,000円でございます。

以上、議案第39号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） 続きまして、議案第40号令和7年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

令和7年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,270万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年6月2日提出、阿波市長。

今回の補正予算（第1号）につきましては、介護保険法の改正に伴い、情報システムの改修経費を追加するものでございます。

それでは、歳入歳出予算についてご説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入予算といたしまして、左側のページ、上から3行目の3款国庫支出金、2項5目介護保険事業費国庫補助金が補正額85万円の追加、続いて中段の8款繰入金、1項4目そ

の他一般会計繰入金が補正額 85 万円の追加でございます。

次に、歳出予算について説明させていただきます。

12、13 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、補正額 170 万円の追加につきましては、介護保険システムの改修経費でございます。

以上、議案第 40 号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、議案第 41 号及び議案第 42 号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第 41 号阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日提出、阿波市長。

この条例につきましては、人事院規則 10-11、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容でございますが、仕事と育児の両立支援制度の利用に関して、職員への意向確認等を義務化するものです。

確認事項としましては、両立支援制度の周知や制度利用、働き方の意向確認で、対象職員は妊娠、出産等についての申出をした職員及び 3 歳に満たない子を養育する職員でございます。

施行日は令和 7 年 10 月 1 日でございます。

次に、議案第 42 号阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 日提出、阿波市長。

この条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、部分休業制度が拡充されるもので、現行では 1 日につき

2時間の範囲内で取得可能との規定から、改正後は、1日につき2時間を超えない範囲内又は1年につき条例で定める時間の範囲内で取得可能となるものです。

施行日は令和7年10月1日でございます。

以上、議案第41号及び議案第42号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） 続きまして、議案第43号及び議案第44号について一括して補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第43号吉野地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について。

吉野地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月2日提出、阿波市長。

この条例につきましては、吉野地域福祉センターに隣接するゲートボール場への進入路を確保するために分筆をしたことから、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、第2条に定める位置を変更するものでございます。

施行日は公布の日といたしております。

次に、議案第44号阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について。

阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月2日提出、阿波市長。

この条例につきましては、ひとり親家庭等の医療費助成制度の助成対象を拡充するため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、ひとり親家庭等の父母の医療費助成対象は入院に限られていましたが、通院を追加するものでございます。

施行日は令和7年10月1日でございます。

以上、議案第43号及び議案第44号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 森友建設部長。

○建設部長（森友邦明君）　続きまして、議案第45号及び議案第46号について一括して補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第45号阿波市国土利用計画審議会条例の一部改正について。

阿波市国土利用計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月2日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、阿波市国土利用計画審議会条例の一部改正につきまして、組織編成に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、第6条中、建設部建設課を建設部維持管理課に改めるものでございます。

施行日は公布の日でございます。

次に、議案第46号訴えの提起について。

次のとおり訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出、阿波市長。

この議案につきましては、令和6年7月29日、阿波市阿波町東長峰135番地2、市営住宅長峰団地において、10号に入居中だった被告が同団地、同室に火をつけ、同室及び同団地9号、同団地11号を損壊及び一部を損壊させたもので、民法第709条に基づき、本市に生じた一切の損害金及び不法行為から、支払い日までの遅延損害金を請求しましたが、応じないため、支払いを求める訴えを提起するものでございます。

当事者は、原告を阿波市、被告を阿波市阿波町東長峰135番地2、市営住宅長峰団地10号、蜂須賀洋一。

事件名は、損害賠償請求事件。

請求の趣旨といたしましては、原告は被告に対し、金1,425万3,375円及びこれに対する令和6年7月29日から支払い済みまで、年3分の割合による遅延損害金の支払いを求めるものでございます。なお、訴訟費用につきましても被告に負担を求めるものでございます。

訴えの対象物件は、市営住宅長峰団地9号、10号、11号で、訴訟の方針としましては、弁護士を訴訟代理人と定め、第一審判決の結果、必要がある場合は上訴するものとし、被告が上訴した場合は、または反訴した場合は応訴するものでございます。

以上、議案第45号及び議案第46号についての補足説明とさせていただきます。ご審

議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、議案第47号について補足説明をさせていただきます。

議案第47号徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、徳島県市町村総合事務組合同規約の変更に関して、次のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出、阿波市長。

徳島県市町村総合事務組合同規約の変更につきましては、松茂町ほか二町競艇事業組合から同組合に対し、令和7年4月1日をもって名称を変更する届出があったことから、徳島県市町村総合事務組合同規約の一部を改正するもので、この改正に伴い、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、別表第1及び別表第2、第3条第11号に関する事務の項中、松茂町ほか二町競艇事業組合を松茂町ほか二町ボートレース事業組合に改めるものです。

施行日は徳島県知事の許可のあった日から施行し、令和7年4月1日から適用いたします。

以上、議案第47号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） それでは、議案第48号について補足説明をさせていただきます。

議案第48号中央広域環境施設組合からの吉野川市の脱退に伴う財産処分について。

地方自治法第289条の規定により、中央広域環境施設組合からの吉野川市の脱退に伴う財産処分を別紙のとおり関係市町の協議の上定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出、阿波市長。

この議案につきましては、令和7年7月31日をもって中央広域環境施設組合から吉野川市が脱退することに伴う財産処分につきまして、地方自治法第290条の規定により議

会の議決を求めるものでございます。

主な協議内容といたしましては、1点目に、備品、土地、建物は組合に帰属させるものとするものでございますが、土地につきましては、売却または貸付け等により利益が生じた場合には案分により分配するものでございます。2点目に、閉路、準備作業及び解体工事に係る債務負担は、2市2町において均等割及びごみ量割により負担するものでございます。

以上、議案第48号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、承認第1号について補足説明をさせていただきます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度阿波市一般会計補正予算（第12号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月2日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第1号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第12号）。

令和6年度阿波市の一般会計補正予算（第12号）は次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,030万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ219億2,710万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和7年3月31日専決、阿波市長。

今回の補正予算（第12号）につきましては、歳入面では地方交付税や国県支出金などの確定に伴う補正を行い、歳出面では事業費確定の見込みがついたことから、不用額についての減額補正と財政調整基金等へ積立てを行うなど、令和6年度決算を見越した予算の最終調整を講じたものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正につきましては、文化財整備事業を追加し、物価高騰対策臨時給付金事業など10事業について変更をお願いするものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正の変更でございます。

民生債などの限度額の変更で、補正後の限度額総額は12億1,620万円でございます。

それでは、歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

1款2項固定資産税9,800万円の追加につきましては、収入額の実績見込みによるものでございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

7款1項地方消費税交付金1億4,009万円の追加につきましては、交付金が確定したことによるものでございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。

11款1項地方交付税5億5,483万4,000円の追加につきましては、特別交付税が確定したことによるものでございます。

次に、22ページ、23ページをお願いいたします。

15款2項国庫補助金6,325万4,000円の減額につきましては、主に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減額によるものでございます。

次に、28ページ、29ページをお願いいたします。

19款1項基金繰入金7億6,917万円の減額につきましては、主に財政調整基金の繰入れを取りやめたものでございます。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。

22款1項市債5,910万円の減額につきましては、主に一条放課後児童クラブ新築工事などの合併特例債や箸供養団地B棟屋上防水外壁長寿命化工事などの公営住宅整備事業債でございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

36ページ、37ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費4,639万1,000円の減額につきましては、主に定額減税補足給付金給付事業や庁舎、アエルワなど光熱水費の実績見込みによるものでございます。

次に、40ページ、41ページをお願いいたします。

3款2項老人福祉費7,423万7,000円の減額につきましては、主に介護保険特別会計への繰出金や老人保護措置費の実績見込みによるものでございます。

次に、42ページ、43ページをお願いいたします。

3款3項児童福祉費5,911万円の減額につきましては、主に児童手当費や一条放課後児童クラブ新築工事に係る放課後健全育成事業費の実績見込みによるものでございます。

次に、44ページ、45ページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費4,307万1,000円の減額につきましては、主に新型コロナ定期接種などに係る予防費の実績見込みによるものでございます。

次に、46ページ、47ページをお願いいたします。

6款1項農業費3,132万4,000円の減額につきましては、主に農業人材力強化総合支援事業費の実績見込みによるものでございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

13款2項基金費4億5,491万7,000円の追加につきましては、財政調整基金や情報システム、施設整備基金等の積立てをお願いするものでございます。

最後に、67ページをお願いいたします。

この調書は、7ページの地方債補正の変更に基づき調整したもので、表の右下、当該年度末現在高見込額の合計額は170億4,729万円でございます。

以上、承認第1号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） 続きまして、承認第2号から承認第4号につきまして一括して補足説明をさせていただきます。

初めに、承認第2号をお願いします。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月2日提出、阿波市長。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

専決第2号令和6年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,850万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,379万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年3月31日専決、阿波市長。

今回の補正予算（第4号）につきましては、年度末に至り、歳入面では県支出金の交付額の確定等に伴う補正を行い、歳出面では実績見込額により、給付費等の不用額を減額したものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについてご説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入予算の主なものといたしまして、左側のページ、上から2行目、1款1項国民健康保険税補正額2,650万円の減額につきましては、加入世帯数の減少などによるものでございます。

続いて、下から2行目、4款1項県負担金・補助金補正額1億2,801万7,000円の減額につきましては、療養給付費等、実績見込みによるものでございます。

次に、歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

16、17ページをお願いいたします。

左側のページ、1行目、2款保険給付費補正額1億5,000万円の減額につきましては、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の実績見込みによるものでございます。

承認第2号につきましては以上でございます。

続きまして、承認第3号をお願いいたします。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月2日提出、阿波市長。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

専決第3号令和6年度阿波市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ510万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,365万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年3月31日専決、阿波市長。

今回の補正予算（第2号）につきましては、年度末に至り、歳入歳出いずれも実績見込額により、納付金に係る不用額等を調整するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについてご説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入予算の主なものとして、左側のページ、上から2行目、1款1項後期高齢者医療保険料補正額1,520万9,000円の減額につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金の実績見込みにより特別徴収保険料を減額するものでございます。

続いて、中段の5款1項繰越金補正額1,481万4,000円の追加につきましては、前年度繰越金でございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

12、13ページをお願いいたします。

左側のページ、上から2行目、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金補正額510万円の減額につきましては、保険料等、実績見込みによるものでございます。

承認第3号につきましては以上でございます。

続きまして、承認第4号をお願いいたします。

承認第4号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月2日提出、阿波市長。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

専決第4号令和6年度の阿波市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ121万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年3月31日専決、阿波市長。

今回の補正予算（第1号）につきましては、年度末に至り、歳入歳出いずれも実績見込額により、償還事務費に係る不用額等を調整するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入予算の主なものとしまして、左側のページ、上から2行目、1款1項県補助金補正額126万円の減額につきましては、償還事務費の実績見込みにより特定助成事業補助金を減額するものでございます。

続いて、中段の4款1項繰越金補正額16万円の追加につきましては、前年度繰越金でございませう。

次に、歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

12、13ページをお願いいたします。

左側のページ、上から2行目、1款1項償還事務費補正額144万8,000円の減額につきましては、実績見込みにより償還に係る弁護士業務委託料を減額するものでございませう。

以上、承認第2号から承認第4号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） 続きまして、承認第5号について補足説明をさせていただきます。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月2日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第5号令和6年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,080万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年3月31日専決、阿波市長。

今回の補正予算（第4号）につきましては、年度末に至り、歳入では国庫支出金や支払基金交付金等の交付額の確定に伴う調整を行い、歳出では実績見込額等により、人件費や給付費等の不用額を減額したものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについてご説明いたします。

10ページ、11ページをお願いします。

歳入予算の主なものといたしまして、左側のページ、中段の3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金が補正額526万3,000円の減額、続いて一番下の行の4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金が補正額1,271万1,000円の減額で、いずれも現年度分介護給付費の確定によるものでございます。

12、13ページをお願いします。

中段の8款繰入金、1項1目介護給付費繰入金補正額950万2,000円の減額につきましても、現年度分介護給付費の確定によるものでございます。

14、15ページをお願いいたします。

一番上の行、8款1項5目低所得者保険料軽減繰入金補正額1,758万3,000円の減額で、軽減される保険料の減少によるものでございます。

次に、歳出予算の主なものについて説明させていただきます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

左側のページ、上から3行目の1款総務費、1項1目一般管理費が補正額555万1,000円の減額で、主に介護保険システム改修委託料の不用額によるものでございます。

続いて、左側のページ、中段から下の2款保険給付費、1項介護サービス等諸費が補正額3,820万円の減額で、主な要因といたしまして、1目居宅介護サービス給付費1,200万円の減額、3目地域密着型介護サービス給付費1,100万円の減額、5目施設介護サービス給付費1,300万円の減額などによるもので、いずれも実績見込みにより

減額するものでございます。

以上、承認第5号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

(2番 檜原浩二君 退場 午前11時24分)

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） それでは、承認第6号及び承認第7号について補足説明をさせていただきます。

初めに、承認第6号をお願いいたします。

承認第6号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和7年6月2日提出、阿波市長。

本条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、個人住民税における特定親族特別控除の創設や軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しなど、所要の改正を行うものでございます。

施行日につきましては令和7年4月1日でございます。

続いて、承認第7号をお願いいたします。

承認第7号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和7年6月2日提出、阿波市長。

本条例の改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、1点目として、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に改め、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円に改めるものでございます。2点目として、低所得世帯に対する軽減措置として、5割軽減の対象となる世帯につきましては軽減判定所得を29万5,000円から30万5,000円に改め、2割軽減対象となる世帯につきましては軽減判定所得を

54万5,000円から56万円に改めるものでございます。

施行日につきましては令和7年4月1日でございます。

以上、承認第6号及び承認第7号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

(2番 樫原浩二君 入場 午前11時27分)

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、報告第2号について補足説明をさせていただきます。

報告第2号令和6年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月2日提出、阿波市長。

次のページの計算書をご覧ください。

令和6年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越事業17事業で、翌年度繰越額の合計額は7億2,328万2,000円でございます。

財源の内訳につきましては、国県支出金2億3,748万7,000円、地方債3億4,670万円、一般財源1億3,909万5,000円でございます。

主な事業内容といたしましては、物価高騰対策臨時給付金事業やスマートIC整備事業でございます。地域インフラの整備や住民福祉を充実させ、市民生活の向上を図るため、これら事業の早期竣工に努めてまいります。

以上、報告第2号の補足説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） それでは、報告第3号及び報告第4号について補足説明をさせていただきます。

初めに、報告第3号令和6年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月2日提出、阿波市長。

右のページの計算書をご覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額につきましては、繰越事業3事業で、翌年度繰越額の合計は5億441万4,000円でございます。

財源の内訳につきましては、出資金9,370万円、企業債2億2,500万円、当年度損益勘定留保資金1億8,571万4,000円でございます。

主な事業といたしましては、事業名の2行目、基本計画に基づく事業・老朽管布設替等事業（工事請負費）、予算計上額9億2,231万1,000円のうち、支払い義務発生額を除いた4億8,680万6,000円を繰り越すものでございます。

次に、3行目、ポンプ更新事業、予算計上額2,000万円のうち支払い義務発生額を除いた1,480万8,000円を繰り越すものでございます。

安全で強靱な水道の構築を図るため、水道事業の早期竣工に努めてまいります。

次に、報告第4号令和6年度阿波市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月2日提出、阿波市長。

右のページの計算書をご覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額につきましては、ポンプ更新事業で、翌年度繰越額は444万円でございます。

財源につきましては、当年度損益勘定留保資金444万円でございます。

繰越理由につきましては、機器類が受注生産であり、年度内の調達が困難なため繰越しを行うものでございます。

以上、報告第3号及び報告第4号の補足説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 以上で補足説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は6月12日の午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時32分 散会